

○福津市行政評価委員会規則

平成19年3月23日

規則第1号

改正 平成23年4月1日規則第17号

平成28年4月1日規則第33号

平成30年3月31日規則第18号

令和5年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市行政評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、福津市の行政経営評価に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(行政経営評価)

第3条 前条に規定する行政経営評価とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市総合計画の推進状況の点検及び評価
- (2) 市行財政改革大綱等の推進状況の点検及び評価
- (3) 行政評価結果の点検及び評価
- (4) その他市の行政経営に関すること

(組織)

第4条 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

- 2 委員会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会の委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないときと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に専門の事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その選出は部会の委員の互選による。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に開く委員会については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(福津市行財政改革推進委員会規則の廃止)

- 3 福津市行財政改革推進委員会規則(平成17年福津市規則第152号)は、廃止する。

(福津市補助費等検討委員会規則の廃止)

- 4 福津市補助費等検討委員会規則(平成17年福津市規則第158号)は、廃止する。

附 則(平成23年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日規則第18号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。